

役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山口葵会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬・賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）・日当・交通費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。ただし、この法人の職員を兼務している理事には、職員としての勤務実態に即して、その対価を支給する。

2 職員を兼務していない理事、及び監事並びに評議員に対して、理事会または評議員会出席等、役員等の職務執行の費用を別表1のとおり支給することができる。

(費用及び通勤費)

第4条 この法人は、役員等がその職務執行に当たって負担し、又は負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 職員を兼務している理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。また、支給日はこの法人の所定の支払日に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

附 則

この規程は、平成25年3月7日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条第2項関連）

- i 会議等出席の都度、一人一律 15,000 円（源泉所得税控除後）
- ii 損害保険料の個人負担相当額